

高知市総合評価落札方式評価基準に関する取扱要領

1 趣旨

- (1) この要領は、高知市が発注する建設工事に係る競争入札のうち、総合評価落札方式を採用する場合の各評価項目の評価基準に関する取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。
- (2) 入札案件により採用する評価項目が異なるので留意すること。
- (3) 入札方式に事後審査型制限付き一般競争入札を採用した場合は、企業の評価及び技術者の評価についての審査は入札執行後に行うので、実績等の確認のための証明書等の書類の提出は入札執行後求められた者のみ提出すること。

2 対象工事

総合評価落札方式を適用することができる工事は、当該工事の施行に際し、品質管理や現場の環境条件などにおいて特別な配慮や工夫が必要な課題等があり、技術力や経験の差による品質への影響が大きいと認められる工事とする。

3 評価基準の取り扱い

(1) 企業の評価

	評価項目	評価基準の取り扱い及び提出資料等
企業の技術力	同種工事の実績	<ul style="list-style-type: none"> ○発注工事の特性に応じて入札公告において同種工事の指定をするとともに対象期間及び施工実績件数を指定する。実績として評価する工事の請負金額は、原則として当該工事の請負対象金額相当額のおおむね2分の1とする。ただし、その下限は2,500万円とする。 ○共同企業体により施工された工事は当該工事に対する出資割合が15%以上の出資をしたものに限り評価対象とし、実績請負金額は出資割合で按分後の金額とする。 ○CORINS 登録内容確認書の写し、CORINS 竣工時受領書又は工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合は、発注機関が証明する施工証明書の写しを添付すること。また、工事カルテ等又は施工証明書で十分でない場合は契約書、設計図書、図面等の契約内容及び求める工事内容が確認できる資料もあわせて添付すること。
	同一工種工事成績評定	<ul style="list-style-type: none"> ○公告日の属する年度の前年度までの3か年度において工事検査を完了した発注工種と同一工種の本市工事の工事成績評定値を評価する。 ○共同企業体による施工の場合の工事成績評定点は、各構成員同等に評価の対象とする。 ○成績評定通知書の写しを添付すること。
	同一工種工事優良工事表彰	<ul style="list-style-type: none"> ○入札参加申請日時点において、発注工事と同一の工種で、公告日の属する年度又はその前年度までの5か年度の間を高知市長から優良建設工事施工者表彰を受けた者に加点する。また、共同企業体による施工の場合は、各構成員同等に評価の対象とする。 ○表彰状の写しを添付すること
	施工体制	<ul style="list-style-type: none"> ○舗装工事（アスファルト舗装工事に限る。）として発注する場合に採用するもので、舗装工事に関して「直営」又は「連結子会社」による施工体制がある場合に加点する。 ○施工体制とは次の事項を全て満たす体制をいう。

		<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加申請日以前3か月以上の雇用関係がある技能者（職長，オペレーター，スクリードマン，レーキマン等が該当）を3人以上雇用している。 ・入札参加申請日時点において，アスファルトフィニッシャを一台以上保有又はリースしている。ただし，リースの場合は，入札参加申請日以前6か月以上前からリース契約を結んでいる場合に限る。 <p>○直営とは，自社で施工体制がとれる状態をいう。連結子会社とは，入札参加申請日時点において申請者と連結決算を行っている関連会社であって申請者が50%以上の出資をしている会社又は申請者が50%以上の出資を受けている会社とする。</p> <p>○提出資料は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連結子会社の施工体制有で申請する場合は，連結決算及び50%以上の出資が確認できる資料（財務諸表等）を添付すること。 ・技能者については，雇用関係が確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付すること（連結子会社の場合を含む。）。 ・アスファルトフィニッシャの保有の場合は，車検証の写し等の確認ができる資料を添付すること。リースの場合は，リース契約が確認できる資料（契約書等の写し等）を添付すること。
環境・労働福祉	I S O等の取 得状況	<p>○入札参加申請日時点で有効な ISO14001 又はエコアクション 21 の認証取得がある場合加点する。</p> <p>○認定登録証（内容及び有効期間が確認できる部分）の写しを添付すること。</p>
	障害者雇用対 策の実績	<p>○入札参加申請日以前から継続して障害者の雇用の促進等に関する法律（以下，障害者雇用促進法という。）に基づく<u>法定雇用率を超えて</u>障害者を常時雇用している場合に加点する。</p> <p>○障害者とは，障害者雇用促進法に規定する身体障害者又は知的障害者をいう。</p> <p>○障害者雇用促進法第 43 条7項に基づき年1回の報告義務が有る場合と無い場合で取扱いが異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告義務が有る場合は，障害者を法定雇用率を超えて雇用している場合実績有りとする。 ・報告義務が無い場合は，障害者を1名以上雇用している場合に実績有りとする。 <p>○報告義務がある場合は障害者雇用状況報告書の写しを添付すること。報告義務がない場合は，恒常的な雇用関係にある者で入札参加申請日以前3か月以上の雇用関係にある者を雇用している場合に限るので，健康保険被保険者証の写し等の確認のできるものを添付すること。</p> <p>※申請に当たっては，本人の同意を得ること。</p>
	次世代育成支 援に関する認 定等	<p>○入札参加申請日時点における次世代育成支援対策推進法に基づく認定又は高知県次世代育成支援企業認証制度要綱に基づく認証を受けている者を加点する。</p> <p>○確認できる書類（認定通知書等の写し）を添付すること。</p>
	男女共同参画 の推進に関す る表彰	<p>○入札参加申請日時点において，公告日の属する年度又はその前年度までの5か年度の間男女がともに輝く高知市男女共同参画条例に基づく表彰（市表彰）又は厚生労働省の均等・両立推進企業表彰基準に定める表彰（国等表彰）を受けている者を加点する。</p> <p>○確認できる書類を添付すること。</p>
	労働安全衛生 管理に関する 認証	<p>○入札参加申請日時点において，労働安全衛生マネジメントシステム（OHSAS 18001）又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の認証取得をしている者を加点する。</p>

		○確認できる書類を添付すること。
	法定外労働災害補償制度への加入状況	<p>○入札参加申請日時点において、(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会等の法定外労働災害補償制度への加入をしている者を加点する。</p> <p>○労働者災害補償法に基づく保険給付の原因となった業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約であって、次に掲げるものを締結していることを要件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務災害と通勤災害(出勤及び退勤中の災害)のいずれも対象とすること。 ・申請者の直接の使用関係にある職員のみならず、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象とする給付であること。 ・少なくとも死亡及び労働者災害補償保険の障害等級1級から7級までに係る障害のすべてを対象とするものであること。ただし、業務起因性の疾病については対象としなくても差し支えない。 <p>○確認できる書類を添付すること。</p>
災害時対応	災害時の応急対策活動に関する協定の締結	<p>○入札参加申請日時点において高知市と災害時の応急対策活動に関する協定を締結した団体の構成員である場合に加点する。</p> <p>○確認できる書類(団体が発行する証明書の写し等)を添付すること。</p>
	緊急時の即応体制	<p>○ポンプ場等のポンプ等の据付工事等に関して採用する。</p> <p>○入札参加申請日時点で次のいずれかの体制がとれている場合、緊急時の即応体制有りとして加点する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知市内にポンプ等の機械の修理等を業務内容に含む自社の事務所等がある。 ・高知市内に主たる営業所を有する建設業者との代理店等契約を結んでいる。ただし、その契約内容にポンプ等の機械の修理等を含む場合を対象とし、販売に関する代理店等契約のみの場合は対象外とする。 <p>○自社の場合は、事務所等の業務概要を記載した書類(様式自由)及び位置図並びに写真を添付すること。代理店契約の場合は契約書等の写しを添付すること。</p>
	重機保有の有無	<p>○入札参加申請日時点においてバックホウ又はトラクターショベルを保有している場合に加点する。保有とは、自社保有又は自社が契約したリース契約とする(連結会社等の保有又はリースは対象外とする。)。なお、リースによる場合はリース契約期間内に公告日を含むものを対象とする。</p> <p>○台数及び規格等は問わないが、定められた検査等を受けた実際に使用可能な状況のものを対象とする。</p> <p>○自社保有の場合は、車検証の写し等の確認ができる書類を添付すること。リースの場合は、リース契約が確認できる資料(契約書等の写し)を添付すること。</p>
	消防団協力事業所の認定	<p>○入札参加申請日時点において高知市消防団協力事業所の認定をされている者を加点する。ただし、「災害時の応急対策活動に関する協定の締結」の評価項目で、「防災協定を締結した団体の構成員 有」となっている者については、高知市消防団協力事業所表示制度実施要綱第4条第1項第3号のみに該当する認定があっても加点しない。</p> <p>○高知市消防団協力事業所の証明書の写しを添付すること。</p>
	災害時の事業継続力(BCP)認定	<p>○入札参加申請日時点において四国建設業BCP等審査会等による災害時の事業継続力(BCP)認定がされている者を加点する。</p> <p>○確認できる書類を添付すること。</p>

地域貢献	地域ボランティア活動の実績	<p>○高知市内において、入札公告日の前年度に行ったボランティア活動（清掃又は環境美化活動、交通安全に対する取組み、防犯運動等）を評価する。</p> <p>○活動内容は、同じ活動でも別の活動でも評価対象とする（例：清掃3回+交通安全指導2回=5回）。ただし、会社の協賛・寄付行為等や社員個人の活動は対象とならない。</p> <p>○活動団体や町内会等による証明書類の写しを添付すること（証明書の様式は任意であるが、申請書様式中に様式例を掲載しているので参考にすること。）。</p>
	地元下請比率	<p>○地元とは、高知市内に主たる営業所（本社）を有する業者（以下、地元業者という。）とする。</p> <p>○下請には、建設工事の下請契約のみならず交通誘導員等の下請契約も含むものとし、当該工事に関して受注者（元請業者）が直接契約した下請契約（以下、一次下請契約という）とする。</p> <p>○比率は、当該工事に関し、受注者（元請業者）が地元業者に一次下請契約した請負金額を受注者（元請業者）が一次下請契約した請負金額で割って算出する。</p> <p>○入札参加申請時点では見込みで申請すること。</p> <p>○この項目が該当すると申請した者の履行確認は、工事検査時に行う。</p>
法令遵守	法令違反	<p>○公告日の属する年度又はその前年度において、本市から指名停止を受けた期間がある者に対して減点する。</p>

(2) 配置予定技術者の評価

評価項目	評価基準の取り扱い及び提出資料等
同種工事の実績	<p>○発注工事の特性に応じて入札公告において同種工事の指定をするとともに対象期間及び施工実績件数を指定する。実績として評価する工事の請負金額は、原則として当該工事の請負対象金額相当額のおおむね2分の1とする。ただし、その下限は2,500万円とする。</p> <p>○現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者として従事した工事を対象とし、工期の途中で交代（変更）している場合は対象とならない。</p> <p>○共同企業体により施工された工事は当該工事に対する出資割合が15%以上の出資をしたものに限り評価対象とし、実績請負金額は出資割合で按分後の金額とする。</p> <p>○CORINS 登録内容確認書の写し、CORINS 竣工時受領書又は工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合は、発注機関が証明する施工証明書の写しを添付すること。また、工事カルテ等又は施工証明書で十分でない場合は契約書、設計図書、図面等の契約内容及び求める工事内容が確認できる資料もあわせて添付すること。</p>
配置予定技術者の資格	<p>○高度な技術資格は、工事の特性に応じて設定する。</p> <p>○資格が確認できる書類（例：監理技術者証の写し）を添付すること</p>

同一工種工事成績評定	<p>○公告日の属する年度の前年度までの3か年度において工事検査を完了した発注工種と同一工種の本市工事の工事成績評定値を評価する。</p> <p>○現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者として従事した工事を対象とし、工期の途中で交代（変更）している場合は対象とならない。</p> <p>○共同企業体により施工された工事の工事成績評定点は、各構成員同等に評価の対象とする。</p> <p>○成績評定通知書の写しを添付すること。</p>
継続教育学習制度（CPD（S））への取組	<p>○（一社）全国土木施工管理技士会連合会，（公社）日本技術士会，（公社）日本建築士会連合会，建築CPD運営会議（建築CPD情報提供制度），（公社）土木学会のいずれかの取得単位数とする。ただし、専門工事については、工事の特性に応じて他団体のCPDを追加できるものとし、各団体の単位数の合計ではなく、いずれかひとつの団体のみを対象とする。また、各団体の推奨単位数は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（一社）全国土木施工管理技士会連合会 20 ユニット/年 ⇒ 100 ユニット/5年間 ・（公社）日本技術士会 50 CPD時間/年 ⇒ 250 CPD時間/5年間 ・（公社）日本建築士会連合会 12 単位/年 ⇒ 60 単位/5年間 ・ 建築CPD運営会議（建築CPD情報提供制度） 12 認定時間/年 ⇒ 60 認定時間/5年間 ・（公社）土木学会 50 単位/年 ⇒ 250 単位/5年間 <p>○公告日の属する年度以降に発行された証明書等の写しを添付すること</p>

※配置予定技術者を複数で申請した場合は、その評価は、加算点の合計が最も低い技術者のものを点数とする。

※工事内容に製作工事と据付工事が含まれている場合において、製作工事と据付工事を別の技術者で申請した場合の評価点は、製作工事に申請した技術者の内で最も低い点数の技術者の点数と据付工事に申請した技術者の内で最も低い点数の技術者をたし合わせて二分の一を掛けた点数とする。

(3) 発注形態が共同企業体の場合の評価対象者

	評価項目	評価対象者
企業の評価	同種工事の実績	代表者
	同一工種工事成績評定	代表者
	優良工事表彰の有無	代表者
	施工体制	代表者
	ISO等の取得状況	構成員のいずれか1者
	障害者雇用対策の実績	構成員のいずれか1者
	次世代育成に関する認定等	構成員のいずれか1者
	男女共同参画の推進に関する表彰	構成員のいずれか1者
	労働安全衛生管理に関する認証	構成員のいずれか1者
	法定外労働災害補償制度に関する協定	構成員のいずれか1者
	災害時の応急活動に関する協定	構成員のいずれか1者

技術者の評価	緊急時の即応体制	構成員のいずれか1者
	重機保有の有無（市内業者のみを評価対象とする）	構成員のいずれか1者
	消防団協力事業所の認定	構成員のいずれか1者
	災害時の事業継続力（BCP）認定	構成員のいずれか1者
	地域ボランティア活動の実績	構成員のいずれか1者
	法令違反	構成員すべて
	同種工事の実績	代表者
	配置予定技術者の資格	代表者
	同一工種工事成績評定	代表者
	継続教育学習制度（CPD）への取組	代表者

(4) 施工計画の評価

- ア 評価項目並びに配点及び加算点について工事の特性等に応じ設定し、入札公告に明記する。
- イ 提案内容は、本市が提案する標準施工の内容より優れたものとし、受注者は、提案した施工計画を現地にて履行することとなる。ただし、提案に伴う設計変更はしない。
- ウ 標準施工の内容より劣る提案は、評価の対象とならない。
- エ 必要以上の過度な提案は評価しない。
- オ 記述は必ず箇条書きとし、評価項目ごとにA4縦1枚の様式に収まるように調整すること。参考資料の提出は認めない。
- カ 提案数は評価項目毎に5つ以内とし、6つ目以降の提案は評価しない。また、①から⑤まで番号を付した枠の1つにつき1提案を記述することとし、同一枠内に2提案以上が記述されていた場合は、その枠内のすべての提案を評価しない。
- キ 提案がない場合は、「標準施工の内容のとおり」と記載をする等、提案がないことがわかる記述をして提出すること。ただし、求める施工計画のすべてにおいて提案がない場合は、入札参加資格がないものとして取り扱う。
- ク 提出された簡易な施工計画書は、高知市行政情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合は原則公開する。ただし、これを公開することによって、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があると市長が判断する場合には、同条例第9条第1項第3号の規定により非公開とすることが出来るので、申請者が非公開としたい部分とその具体的な理由を入札公告において定める様式にて提出すること。
- ただし、非公開の申し出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することがある。